

情報公開条例 新 15 条の準用読み替え対照表

第 2 章 公文書の公開	第 3 章 特定歴史的公文書の公開	備考
<p>(公開請求に対する決定等)</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 <u>実施機関</u>は、公開請求に係る<u>公文書</u>の全部を<u>公開しないとき</u> (第 10 条の 3 の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る<u>公文書</u>を保有していないときを含む。) は、公開しない旨の決定をし、請求者に対し、その旨を速やかに書面により通知しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(公開決定等の期限の特例)</p> <p>第 7 条の 3 公開請求に係る<u>公文書</u>が著しく大量であるため、公開請求があった日から 60 日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、<u>前条</u>の規定にかかわらず、<u>実施機関</u>は、公開請求に係る<u>公文書</u>のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等</p>	<p>(公開請求に対する決定等)</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 <u>区長</u>は、公開請求に係る<u>特定歴史的公文書</u>の全部を<u>公開しないときは</u>、公開しない旨の決定をし、請求者に対し、その旨を速やかに書面により通知しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(公開決定等の期限の特例)</p> <p>第 7 条の 3 公開請求に係る<u>特定歴史的公文書</u>が著しく大量であるため、公開請求があった日から 60 日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、<u>第 15 条の規定により読み替えて準用する前条</u>の規定にかかわらず、<u>区長</u>は、公開請求に係る<u>特定歴史</u></p>	<p><u>波線</u> = 5 回準備委員会とパブコメ資料の違い</p> <p><u>二重線</u> = パブコメ後修正</p> <p>修正忘れ。第 5 回準備委員会の資料 2 - 2 において読み替え前の「情報」としていたところは、「公文書」が正しい。</p>

をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

的公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの特定歴史的公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、区長は、同条第1項に規定する期間内に請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの特定歴史的公文書について公開決定等をする期限